

第1章

.....

計画の策定にあたって



1 策定の背景・趣旨

本市では、急速な少子高齢化の進行や都市化の進展により、核家族世帯の増加や地域における人と人との関わりの希薄化などが生じており、社会・経済環境が大きく変化する中、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあり、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の国の調査ではやや改善したものの、依然として我が国では7人に1人が貧困状態にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化しています。

こうした子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では、平成30（2018）年3月に、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画を包含した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進してきました。

令和2（2020）年2月には、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の子ども・子育て支援事業計画部分（第6章）を改定するとともに、国の動向や、本市の要保護児童及び家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、「川崎市社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の推進に取り組んできました。

各計画に基づく取組を推進する一方、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）の到来など、本市を取り巻く環境が急激に変化する中で、少子高齢化の更なる進行や人口減少への転換など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が生じています。社会状況が急激に変化し、価値観が多様化する中で、子ども・若者が抱える課題もより複雑化・深刻化しており、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、子ども・若者の健やかな成長をしっかりと支え、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが一層求められています。

こうした子ども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、前回の計画策定以降に策定された国の「新・放課後子ども総合プラン」など、直近の国の動向等を踏まえるほか、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合することにより、わかりやすく効率的な計画の進行管理ができるよう、具体的な施策や取組内容を整理し、とりまとめることで、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定します。

本計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

（1）本計画が包含する計画の位置づけ

本計画は、様々な分野にわたる子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、子ども施策に関わる複数の分野別計画を一体化して策定しており、本市の子ども施策全体が把握できる計画となっています。

本計画が包含する計画の概要及び根拠となる法令等は次のとおりです。

包含する計画の名称	計画の概要	計画の根拠等
子ども・若者計画	総合的な子ども・若者育成支援施策を推進するための計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策を総合的に推進するための計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業を総合的に行うための計画	子ども・子育て支援法第61条第1項
ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的に推進するための計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項
保育所等整備計画	乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための保育所等の整備計画	児童福祉法第56条の4の2
母子保健計画	母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための計画	母子保健計画について（平成26年6月17日付厚生労働省通知、雇児発0617第1号）
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するための計画	川崎市子どもを虐待から守る条例
社会的養育推進計画 【本計画から包含】	子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育を推進するための計画	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付厚生労働省通知、子発0706第1号）
新・放課後子ども総合プラン 【本計画から包含】	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための計画	「新・放課後子ども総合プラン」について（平成30年9月14日付文部科学省・厚生労働省通知、30文科生第396号・子発0914第1号）

（2）本計画と他の行政計画との関係

本計画は、子ども・若者や子育て家庭への支援の総合的な推進を図るため、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と「川崎市社会的養育推進計画」の基本的な考え方等を継承し、一体化した計画として策定します。

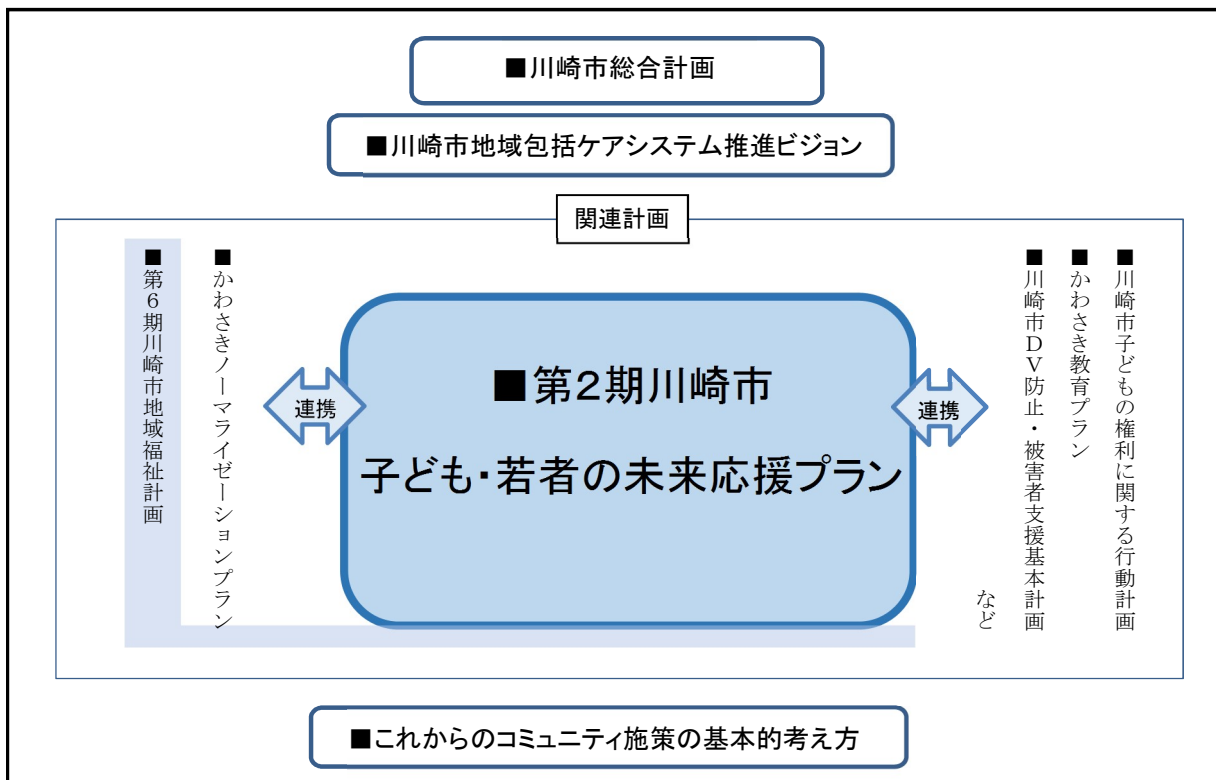
本市では、関連する個別計画の上位概念となる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成26（2014）年度に策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成30（2018）年度に策定し、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、地域の居場所である「まちのひろば」の創出等の取組を進めています。

本計画の策定にあたっては、子ども・若者に関する行政計画として、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえ、「川崎市地域福祉計画（社会福祉法に基づく福祉に関する上位計画）」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」との連携を図りながらとりまとめ、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

また、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」に掲げる教育の指針となる考え方は、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、かわさき教育プランと連携するとともに、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるため、子どもの権利条例前文に掲げる基本理念を踏まえて、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」と連携するなど、関連計画との横断的連携を図りながら、施策を推進します。

◎計画の相関図
















持続可能な開発目標（SDGs）との関連

「持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国として積極的に取り組んでいくこととされています。

本計画においても、職員一人ひとりがこれまで以上に SDGs を強く意識して各事務事業に取り組むとともに、本市が進める各事務事業と SDGs との関係をより市民に分かりやすく伝えるため、各事務事業が関連する SDGs のゴールを示しています。SDGs の推進に向けた姿勢として、本計画に掲げる各事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりが持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないこと、多様なステークホルダーとの連携など、SDGs の趣旨を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各事務事業を進めます。

また、17 のゴールや課題がお互いにつながり関係しあう SDGs の達成に向け、各事務事業を推進する職員が、関連部署や多様な主体と積極的に連携し、お互いの強みやノウハウを共有し、新たな価値を生み出し、相乗効果をあげていくための分野横断的な視点を持って取り組むとともに、市民、企業、団体等の多様な主体との連携や関係部署相互の連携の強化を図り、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進します。

なお、SDGs における 17 の目標（ゴール）のうち、本計画に関連するものは次のとおりです。

	ゴール 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		ゴール 10：各国内及び各国間の不平等を是正する
	ゴール 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		ゴール 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	ゴール 3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する
	ゴール 4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		ゴール 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ゴール 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		ゴール 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	ゴール 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
	ゴール 8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の構成

本計画の構成と内容は、次のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定にあたっての基本的事項として、策定の背景・趣旨や計画の位置づけ、計画の期間や対象、統合する各分野別計画のこれまでの取組状況等について記載しています。

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

国・市の統計や各種調査の結果等をもとに、本市の社会状況や、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況等について記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進に向けて、計画の基本理念や基本的な視点、施策の方向性等、計画の基本となる考え方について記載しています。

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

計画の基本理念の実現に向け、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる事業について、効率的・効果的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づく具体的な事業や計画期間中の主な取組を記載しています。

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題である「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を抱える子ども・若者」について、横断・連携して課題解決を図る取組を記載しています。

第6章 各種計画の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、「量の見込み」（利用に関するニーズ量）等のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込み等を記載しています。

第7章 計画の推進に向けて

計画の効率的・効果的な推進に向けた進行管理や推進体制等について記載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

ただし、子ども・子育て支援事業計画等については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた計画期間が、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度となるため、令和6（2024）年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

5 計画の対象

本計画では、子ども・若者を次のとおり定義し、0歳から概ね30歳未満までを対象としますが、施策によっては、ポスト青年期までの40歳未満までを対象とするとともに、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）についても対象とします。

【対象の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象

子ども・若者（青少年）：乳幼児期から青年期までの者

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生から概ね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

6 これまでの取組状況等

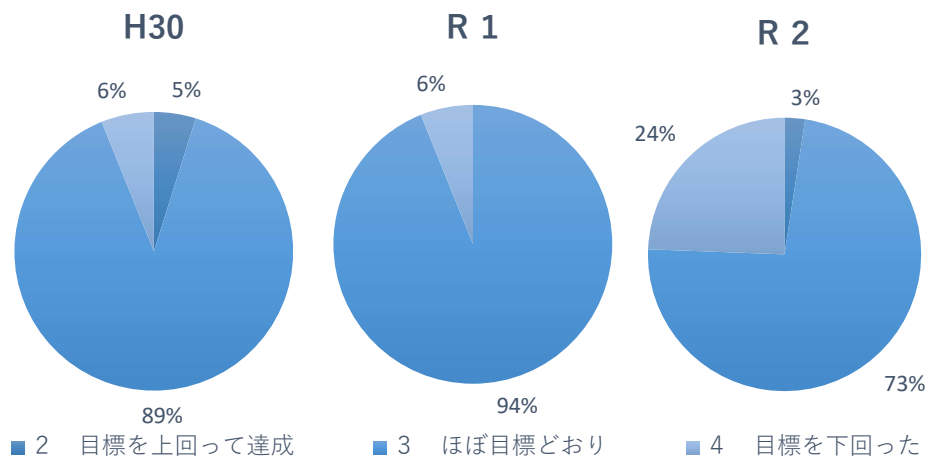
統合する2つの分野別計画について、これまでの取組状況等を取りまとめました。

計画名	基本理念・評価
<p>川崎市子ども・若者の未来応援プラン</p>	<p>◆基本理念 「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」 子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。 そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。 また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。 子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。 <計画期間の評価> 平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの4年間を計画期間としており、令和2（2020）年度までの各年度について、年度評価を行いました。3つの施策の方向性に基づく9つの施策・82の事業について、コロナ禍で目標を達成できない事業が一部あったものの、オンライン等を活用して事業を推進するなど、概ね目標を達成できたものと考えており、子どもが地域で健やかに育つことのできる環境の充実や子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実等を推進することができました。</p>
<p>川崎市社会的養育推進計画</p>	<p>◆計画の考え方 本市における児童虐待の相談・通告件数が年々増加傾向にあるなど、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増えていると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や施設等）につなげ、できる限り家庭的な環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。 こうしたことから、里親制度による家庭養護や、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進に向けた取組を行い、要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めます。 <計画期間の評価> 令和2（2020）年度から令和3（2021）年度までの2年間を第1期計画期間としており、3つの基本的な考え方に基づく9つの施策の方向性、19の施策等について、概ね目標を達成できたものと考えており、里親制度及び施設における家庭的養護の更なる充実に向けた取組を推進しました。</p>

◎推進項目の達成状況（川崎市子ども・若者の未来応援プラン）

（推進項目数）

達成状況区分	内容	H30	R 1	R 2
1 目標を大きく上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。 	0	0	0
2 目標を上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。 	4	0	2
3 ほぼ目標どおり	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。 	73	77	60
4 目標を下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。 	5	5	20
5 目標を大きく下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。 	0	0	0

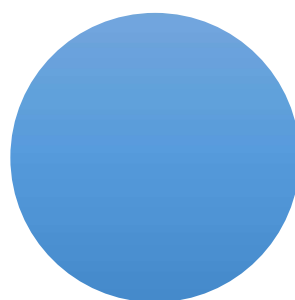


◎事務事業の達成状況（川崎市社会的養育推進計画）

（事業数）

達成状況区分	内容	R2
1 目標を大きく上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。 	0
2 目標を上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。 	0
3 ほぼ目標どおり	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。 	17
4 目標を下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。 	0
5 目標を大きく下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。 	0

R 2



100%

■ 3 ほぼ目標どおり

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

＜9つの施策の主な取組状況＞

施策の方向性	施策	内容
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。 ■平成31（2019）年1月から小児医療費助成（入院医療費助成）の所得制限を廃止する制度拡充を実施し、子育て家庭への経済的支援を推進しました。
		子ども・子育て会議 [*] からの意見・評価
		<ul style="list-style-type: none"> ■「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待するとともに、子育て家庭への経済的支援として、小児医療費助成（入院医療費助成）の所得制限を廃止する制度拡充が実施されたことを評価します。
	2 子どものすこやかな成長の促進	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において、これまでの宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける日帰り型を実施し、より利用者のニーズに合わせた体制を整えました。 ■わくわくプラザ事業については、学校の長期休業日等における平日朝の開室時間を前倒しし、開室時刻を30分繰り上げたほか、保護者に対する連絡事項を迅速に伝えるため、メール配信サービスを実施するなど、子育て世代のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		<ul style="list-style-type: none"> ■母子保健指導・相談事業について、産後ケア事業において日帰り型が追加されたことを評価するとともに、健全な子育て環境づくりのために、引き続き、より利用者のニーズに合わせた体制を整えていくことを望みます。 ■わくわくプラザ事業について、開設時間の前倒しやメール配信サービスの実施を評価するとともに、引き続き、利用者のニーズに合わせて、サービスの充実に向けた取組の推進が図られることを望みます。

^{*} 子ども・子育て会議…子ども・子育て支援法に基づき設置される審議会で、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成され、計画の策定や進捗管理、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等について、調査・審議します。

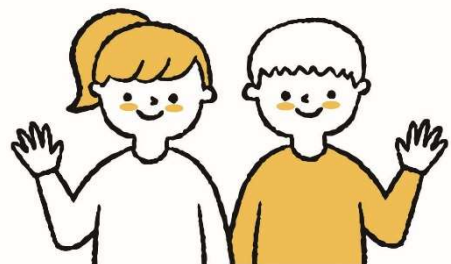
第1章（計画の策定にあたって）

施策の方向性	施策	内容
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	<p>主な取組状況</p> <p>■地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、地域や学校の実情に応じて、令和2（2020）年度末までに65か所に拡充するとともに、更なる開講に向けて準備を進めました。</p> <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>■「地域の寺子屋事業」について、65か所に拡充したことを評価するとともに、今後も更なる拡充に向け、地域の寺子屋の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、寺子屋の運営を担う人材発掘及び人材育成についても、養成講座や効果的な情報の発信を行い、利用者及び支援者がともに魅力ある寺子屋事業の運営が推進されることを望みます。</p>
	4 子育てしやすい居住環境づくり	<p>主な取組状況</p> <p>■子育て世帯の市内定住促進については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした「川崎市すまい・いかすプロジェクト」において、民間事業者と連携して、子育て世帯の既存住宅活用に関するセミナーや既存住宅の買取・再販スキームの構築・試行実施を行いました。</p> <p>■市営住宅等管理事業については、住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向け、市営住宅条例を改正し、市営住宅における子育て世帯向けの募集区分を新設し、定期借家制度を導入しました。</p> <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>■子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、市民のニーズを踏まえて、子育て家庭が安心して暮らせるよう、引き続き、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。</p> <p>■住宅に困窮する若年子育て世代等の入居機会拡大のため、市営住宅条例を改正し、子育て世帯向けの制度を導入したことを評価します。今後、子育て世帯の求める住まいが提供されるよう、制度が運用されていくことを望みます。</p>

施策の方向性	施策	内容
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 共働き世帯の増加等に伴い、高い保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、幼稚園の一時預かり事業や川崎認定保育園等の積極的な活用を図りました。 ■ 川崎市・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当並びに公立保育所が連携して、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修を実施したほか、メールによる子育て相談の実施や絵本の貸出などの地域の子ども・子育て支援、新しい生活様式に配慮した保育事例集の作成・配布など、民間保育所等への支援を実施しました。 <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 待機児童数の目標を達成したことを評価します。今後も引き続き、保育所の新規整備にあたっては、事業者選定における様々な工夫により安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。 ■ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修のほか、新しい生活様式に配慮した保育事例集を作成し、民間保育所に配布するなど、様々な取組を実施してきたことを評価します。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、民間保育所と連携し、安心して安全な保育所運営を推進するとともに、現状の課題に即した人材育成研修が実施されることを望みます。
	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、令和2年度補正予算による義務教育課程1人1台端末の配備など、子どもたちの学びを支えるICT環境の整備を行いました。 ■ 海外帰国・外国人児童生徒相談事業については、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で特別の教育課程による日本語指導を実施しました。また、日本語指導初期支援員を配置し、日本語指導の初期段階の支援等の充実を図りました。 <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国のGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備を推進したことを評価します。引き続き、各学校の取組状況を把握し、効果的なICT活用を推進していくとともに、教員の更なるICT活用に向けた研修等を実施し、活用能力の向上に向けた取組を推進していくことを望みます。また、年々増加する海外帰国・外国人児童生徒に対する初期の日本語指導や学習支援等の充実を図り、教育的ニーズに応じた支援が行われることを望みます。

施策の方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	主な取組状況
		<p>■児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、令和2（2020）年12月から「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始し、市内の中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者への研修等を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、児童虐待に係る相談体制を充実するため、神奈川県が実施する「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に参加し、LINEによる相談窓口を設置しました。</p> <p>■ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、平成30（2018）年度に実施した施策の再構築を踏まえ、親の就業による自立に向けた自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の支給を行い、さらに子の将来の自立に向けた小・中学生を対象の学習支援事業を市内16カ所で実施するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施に取り組みました。また、市独自及び国の給付金を支給し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行いました。</p>
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		<p>■児童福祉司等の増員や「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実施、LINE相談窓口の設置について評価します。引き続き、要保護児童の早期発見に向け、関係機関等の連携に努め、適切な支援の実施に取り組まれることを望みます。</p> <p>■ひとり親の家庭支援について、経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行ったことを評価します。引き続き、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた支援を推進していくことを望みます。</p>
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	主な取組状況
		<p>■生活保護受給世帯に対する学習支援事業について、小学生に対する支援を市内12カ所、中学生に対する支援を市内14カ所に拡充しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価		
<p>■生活保護自立支援対策事業については、学習支援事業の拡充及び支援対象を中学生から小学生に拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。</p>		

施策の方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	9 障害福祉サービスの充実	主な取組状況
		<p>■地域療育センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を適切に実施することによって、事業の継続を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。</p>
		子ども・子育て会議からの意見・評価
<p>■地域療育センターにおける支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえながら、継続した支援を適切に取り組みれたことを評価します。引き続き、地域療育センターにおける専門的かつ総合的な支援や、保育所や幼稚園、学校等への訪問・技術支援等に取り組みれることを望みます。</p>		



川崎市社会的養育推進計画

<3つの基本的な考え方の主な取組状況>

No	基本的な考え方	内容
1	専門的支援を必要とする児童・ 家庭への支援の充実	主な取組状況 ■児童福祉司・児童心理司を増員し、児童相談所における相談支援体制の充実を図るとともに、職員の資質向上の取組を進めました。 ■増加する児童虐待相談通告件数や常時定員を超過している一時保護所への対応を図るため、令和7（2025）年度の中部児童相談所の改築に向けての施設整備を開始しました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 ■今後も児童相談所の児童福祉司や児童心理司については増員が見込まれることから、相談支援体制の更なる充実のため、各種研修などを通じて職員の人材育成に注力されることを望みます。 ■定員を超過している児童相談所一時保護所の環境改善を図り、入所児童の権利擁護のための丁寧な説明や支援が行われていくことを望みます。
		主な取組状況 ■特別養子縁組が必要な児童については、実親の理解と承諾が得られるよう、丁寧な説明を実施するとともに、乳児院やフォスタリング機関及び児童相談所等が連携し、里親候補先を決定するなど、特別養子縁組の推進に取り組みました。 ■入所児童の処遇環境や社会性の向上を図るとともに、要保護児童の受け皿確保のため、地域小規模児童養護施設1か所を開設しました。また、新規開設に向けた調整を行いました。
2	代替養育を必要とする 児童への支援の充実	子ども・子育て会議からの意見・評価 ■養子縁組里親フォスタリング機関の本格的な稼働に伴い、特別養子縁組を希望される方の将来の家族像などを踏まえて、不安を取り除き、丁寧に寄り添うなど、専門機関としての役割の充実を望みます。 ■施設の高機能化や多機能化については、今後の施設に求められるニーズの把握を適宜行い、どのような形態に転換していくことが妥当なのか、関係機関との協議を丁寧に行いながら進めていくことを望みます。
		主な取組状況 ■フォスタリング機関における里親登録拡大の取組により、養育里親、養子縁組里親、親族里親が新たに登録されました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。
3	本市の状況を踏まえた 代替養育体制の確保と 家庭養育の推進	主な取組状況 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。
		主な取組状況 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。